

環境文教委員会行政調査報告から

【松山市】

ごみ減量の取り組みについて

松山市では、平成13年頃からごみ減量施策を積極的に進めており、人口50万人以上の都市におけるリデュース（1人1日当たりのごみ排出量）取組実績で、平成18～26年度まで9年連続1位となっている。また、ごみ減量の取り組みや、中核市で最多の太陽光発電補助実績等が評価され、平成25年3月に環境モデル都市に認定されている。

1. ～ごみを「たから」に～松山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(1) 基本理念：ごみを「たから」に～みんなでつくる持続可能な循環型のまち 松山～

次世代の人々に豊かな環境を引き継げるよう、3R（リデュース：発生抑制，リユース：再使用，リサイクル：再生利用）やごみの適正処理を推進し、最終処分場の延命化や温室効果ガスの削減に取り組むことで、限りある資源の抑制を図り、環境負荷の低減に努め、持続可能な循環型のまちを目指す。

(2) 目標

① ごみ減量の目標：リデュース KEEP NO. 1

人口50万人以上の都市の中で1人1日当たりのごみ排出量が最も少ない都市であることを維持

② 再資源化の目標：リサイクル CHALLENGE 26%

家庭から排出される可燃ごみについて、平成26年7月（夏季）及び平成26年11月～12月（冬季）にごみ細組成調査により、リサイクル可能なプラスチックが5.4%、リサイクル可能な紙類が12.0%含まれていることが分かった。

→平成31年度に、再資源化率を現状の19.7%から26%に向上

(3) 重点的取り組み

① 普及啓発活動に関すること

- ・広報まつやま環境特集号の発行
- ・ごみカレンダー等の各種啓発冊子による分別の徹底
- ・「まつやま Re・再来館」での環境教育の普及啓発
- ・イベントでのリユースカップ等の普及促進
- ・「事業者用ごみ分別はやわかり帳」による事業系ごみ分別の徹底

② 処理に関すること

- ・小型家電リサイクルの推進
- ・生ごみ処理容器等の普及拡大

2. ごみ減量（リデュース NO.1 again プロジェクト ★ Matsuyama）

(1) 3010（さんまるいちまる）運動

親睦会などの会食事に、最初の30分と最後の10分は、自分の席で料理を楽しみましょう！という食べ残しを減らし、ごみの減量につなげていく取り組み。

(2) 家庭系ごみ減量・リサイクルに関する取り組み

① 廃棄物減量等推進員制度（まつやまクリーンアップ推進員）

概要

廃棄物減量等推進員（まつやまクリーンアップ推進員）とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8 第1項」の規定に基づき、松山市より委嘱された人をいう。また、松山市では、廃棄物減量等推進員（以下推進員）の活動に協力する人を、「廃棄物減量等協力員」（以下協力員）として認定している。

活動内容

- ・住民へのごみの正しい出し方、ごみ減量の啓発
- ・ルール違反ごみ及びごみの不法投棄のないまちづくりの推進
- ・地域の清掃活動への協力

② ホームページによるごみ減量の啓発

野菜の保存方法や料理の仕方、生ごみの処理方法など、市民の方から寄せられた生ごみを減らすアイデアなどを掲載している。

③ 3R教室の開催

小学校や、地域、大学の新生オリエンテーションなどへの出張講座を通じて、パッカー車を使った実演や3R（リデュース・リユース・リサイクル）、ごみの分別など、体感をしながら松山市のごみ事情やリサイクルの流れを知ってもらう日頃の生活に密着した学習の場を提供している。

④ 幼少期の環境教育

市内大学生によるペープサート（紙人形劇）を使つての環境教育を行っている。

⑤ 生ごみの減量と水切り啓発事業

生ごみの減量・リサイクルを目的として、生ごみの水切りをするための道具や、段ボールコンポストの配布によるモニター制度に取り組んでいる。

ア 水切り器具

町内会、公民会等で「生ごみの減量と水切り」についての説明会を開催し、配布している。また、イベント等でも配布を行っている。

イ ダンボールコンポスト

希望者にダンボールコンポストを配付し、実施後にアンケートを回収する。



【水切り器具】



【ダンボールコンポスト】

(3) 事業系ごみ減量・リサイクルに関する取り組み

① ごみ分別はやり帳（事業者用）の作成

事業者が廃棄物の適正処理や廃棄物の減量・リサイクルをするために、知っておくべきことや廃棄物の処理方法を辞典形式の分別索引情報としてまとめたもの。

② 事業系ごみ適正処理シリーズ（リーフレット）の作成

事業系一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理について、事業所の方に気を付けていただきたいポイントをリーフレットにしている。



【ごみ分別はわかり帳（事業者用）】

【事業系ごみ適正処理シリーズ（リーフレット）】

(4) りっくる（まつやま Re・再来館）

ごみ減量・リサイクルを啓発し、人間活動により引き起こされた地球温暖化を学習する施設。りっくるは環境ボランティア団体・高齢者や障害者などの市民参加により運営されている。松山刑務所や民間企業との連携また施設の一部をシルバーワークプラザとして、高齢者も集える複合施設とし、幅広い市民が交流できる場となっている。

(5) 雑誌袋の配布

リサイクルの意識向上のための啓発グッズとして、雑誌袋をスーパー等に設置している。1枚当たり単価が高いことや、収集時に雨が降った場合に課題がある。



【表】



【裏】

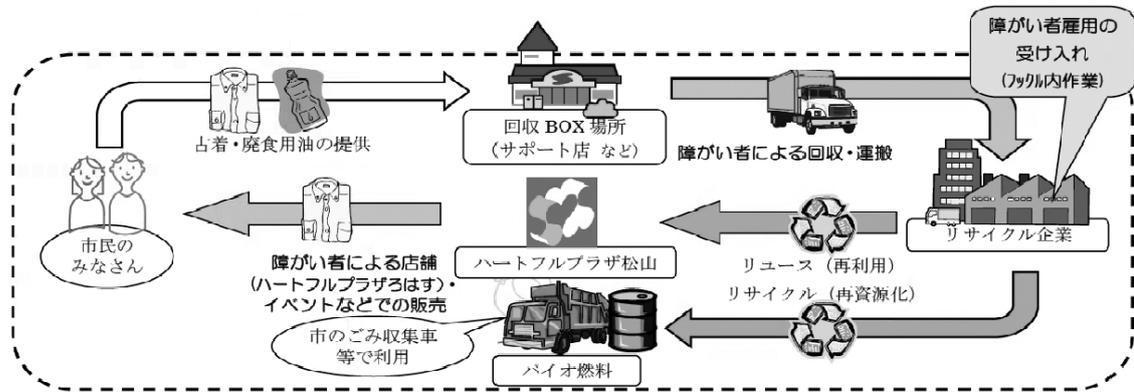
3. 障がい者による古着・廃食用油の再資源化事業

(1) 事業の目的・内容

障がい者の働く場をつくり自立へ向けたサポートを行うことや、リサイクルを進め環境にやさしいまちづくりを行うことを目的としている。市民の方が回収BOXで提供して下さった古

着・廃食用油は、障がい者の手を通してリユース・リサイクルされる。この流れの中で、障がい者の働く場が新たに生まれる。

(2) リサイクルの流れ



4. エコ次亜事業の取り組み

(1) エコ次亜事業とは

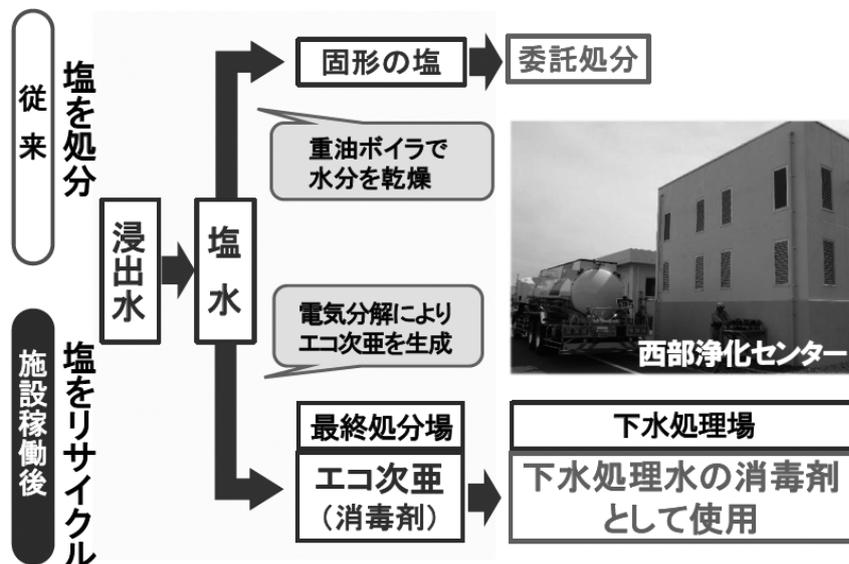
横谷埋立センター（食場町）では、家庭から排出される埋立ごみやごみの焼却施設から出る灰を埋め立て処分している。この埋め立て場から染み出てくる水をきれいにする過程で出た塩は、これまで廃棄物として市外へ搬出し処分した。今回、その塩を原料にしてエコ次亜と呼ばれる消毒剤を製造するリサイクル施設を新設し、現在本格稼働している。製造したエコ次亜は市の下水処理場である西部浄化センター（南吉田町）で市販の消毒剤の代わりに使用する。これら一連のリサイクルシステムは、日本で初めての取り組み「松山方式」である。

(2) 塩の循環

人の生活に欠かせない塩は海水や岩塩からつくられる。その塩は食品に多く添加されている。食品の残渣は焼却場で焼却され、塩は灰の中に残る。灰は最終処分場で埋め立てられ塩は雨水に溶け出す。この塩水から有害物を取り除き、エコ次亜（消毒液）を作る。エコ次亜となった塩水は下水処理水を消毒して海に帰る。

海 → 食品 → ごみ → 埋立 → 塩水 → エコ次亜 → 海

(3) 塩を「処分」から「リサイクル」へ



(4) エコ次亜の実証試験

エコ次亜を下水処理水の消毒剤として使用することは、全国で初めての取り組みであり、その消毒効果や安全性の確認を行う必要があった。そこで、環境部、下水道部で約1年間の実証試験を実施。その試験結果を専門的な知識を持った外部有識者に検証を依頼した。

検証の結果、エコ次亜には、市販の消毒剤と同等の効果があり、安全性に問題はないことが判明。下水処理水の消毒剤として十分に使用可能であると判断し、本格的に運用が開始した。

(5) 導入の効果

近年の実績では1日に40m³だった進出推処理量が、エコ次亜を導入することで、最大115m³に大幅に増加した。また、従来は重油ボイラで水分を乾燥し、固形の塩を生成し委託処分していたが、その必要がなくなったため、重油ボイラの燃料費及び乾燥塩の運搬・処分費が削減され、維持管理費の削減につながった。さらに、燃料行程由来のCO₂排出量の削減を実現した。

(6) 今後の取り組み

全国初のリサイクル事業である「松山方式」を全国へ情報発信することで、同様の課題を抱える自治体の見本となり、循環型社会の形成に貢献することができる。

→「環境モデル都市まつやま」として持続可能な低炭素社会を実現

【横浜市】

教職員の負担軽減に向けた取り組みについて

1. 取り組みの背景

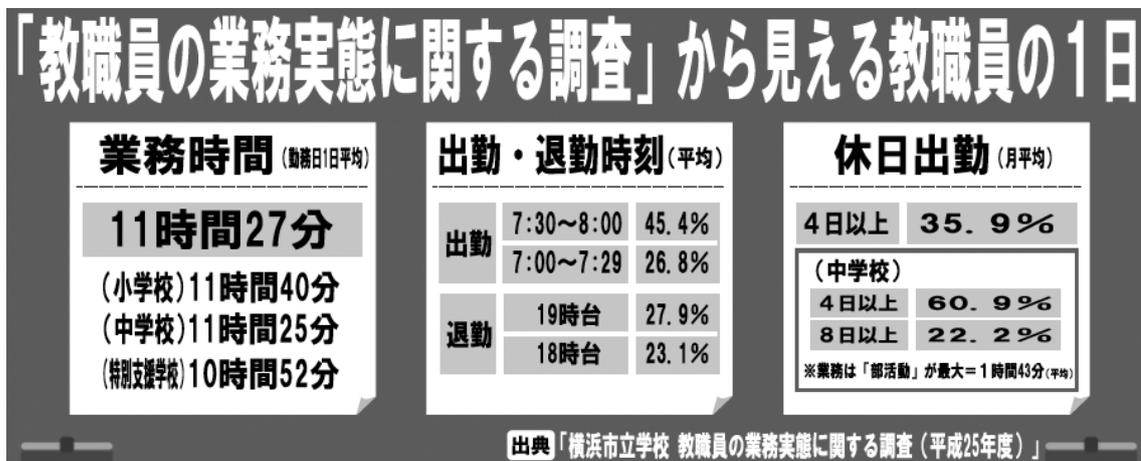
(1) 横浜市の教育の概況

横浜市は人口約373万人の日本最大の基礎自治体であることから、学校数や児童生徒数に比例して教職員の数も多いが、平成27年4月現在で、教職員のうち経験年数5年以下のものが約34%、10年以下のものが約56%を占める状況となっており、今後も経験年数25年以上のベテラン層の割合が減り、15年前後のミドル層の割合が大きく増える中、経験の浅い層の割合も引き続き一定程度を占める見込みとなっている。

- ・学校数 計 508 校（平成 29 年 4 月 1 日時点）
（小学校339校，中学校146校，義務教育学校2校，高等学校9校，特別支援学校12校）
- ・児童生徒数 約 27 万人（28 年 5 月 1 日時点）
- ・教職員数 約 1.6 万人（28 年 5 月 1 日時点）

(2) 横浜市の教職員の勤務実態

横浜市が平成25年度に実施した教職員の勤務実態に関する調査結果から、勤務実態は下記のとおりであることが明らかとなった。



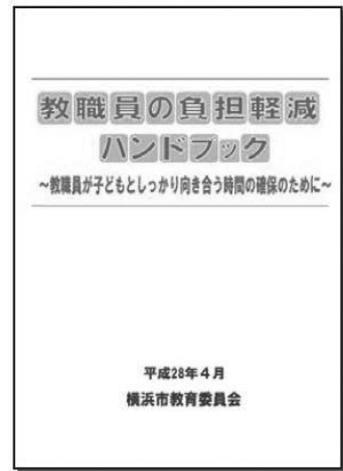
- ・勤務日の業務時間11時間27分のうち、時間外勤務は2時間57分
- ・経験年数が浅いほど勤務時間が長く、職種別では副校長の勤務時間が最長
- ・休日の業務時間は約2時間30分
また、一般教員（校長，副校長除く）の意識調査から、下記のことが明らかとなった。
- ・約7割が児童生徒の成長を感じられたときに最もやりがいを感じている
- ・授業や授業準備を最も大切な業務と考えているが、勤務時間内に授業準備が終わらない実態がある
- ・調査（報告），会議（打ち合わせ），保護者対応などを負担と感じている
- ・外部人材や地域連携が，児童生徒の育ちや学校運営に効果があると感じている

(3) 教職員の負担軽減に向けた推進体制

上記調査結果に基づき、教職員の負担軽減に向けた取り組みを迅速に進めていくため、26年4月に教育長を本部長とする「教職員の負担軽減推進本部」を立ち上げるとともに、同年6月には、学校と教育委員会が一丸となって教職員の負担軽減を推進するために、統括校長と教育委員会事務局の経営責任職からなる「教職員の負担軽減プロジェクト」を立ち上げ、学校現場の実態に合った実効性のある対策を集中的に検討し、できるところから取り組みを開始することとした。

また、26年度から、統括校長会議の場で、教育委員会事務局からの情報発信を行うとともに、27年度は全区の学校経営推進会議において、教職員の負担軽減をテーマとして設定し、学校間での意見交換・情報共有を推進した。

そして、28年4月には、それまでの取り組みをまとめた冊子「教職員の負担軽減に向けた取組～教職員が子どもとしっかり向き合う時間の確保のために～」を作成するとともに、具体的な取り組みの参考となるよう、さまざまな学校の実践例を掲載した「教職員の負担軽減ハンドブック」を発行している。なお、同ハンドブックについては、取り組みを加速させるために29年5月に続編が発行されている。



2. 取組内容

(1) 業務改善支援

① ICT等を活用した業務改善

ア. 学校HP（ホームページ）のCMS化

学校HPの作成・更新等をより簡易にできるようにするため、平成26年度から「学校HP簡易作成システム（CMS）」の導入を開始し、28年度までに416校で導入され、従来のシステムからスムーズに移行するための研修を実施している。

イ. 学校向けグループウェアの導入、情報共有モニター設置

教職員間の連絡や情報共有を効率的に行うことができるよう、スケジュール機能や掲示板機能等を備えた学校向けソフトウェアであるグループウェアの導入支援を行っている。28年度までに161校で導入され、会議・打ち合わせ時間の短縮や、ペーパーレス化が進むなどの効果が出ている。また、グループウェアの最新情報をリアルタイムで確認するため、職員室の天井等にモニターを設置している学校もある。



② 調査・依頼件数の削減

学校便利帳（学校向け情報提供システム）を通じて学校宛に発信する「調査・依頼」について、依頼元や回答方法等を詳細に調査し、その結果をもとに、事務局内で改善を進めることで、調査・依頼件数の削減に努めている。

③ 研修の精査・精選

教育委員会主催の集合研修3割削減を目標に掲げ、研修を担当している所管課間で調整し、キャリアステージ別に見直した指標をもとに、目的や内容等を確認し、質を落とさず精査・精選を行った結果、集合研修については、25年度比で約30%の削減を達成している。

④ 夏季休業中の学校閉庁期間、学校閉庁日の実施

8月3日～16日は、学校閉庁期間として市主催の研修を行わないこととし、当該期間中は、各学校の判断により学校閉庁日（日直を置かない、電話対応を行わない）を設定できることとした。28年度は431校で実施され、教職員から有給休暇や振替休暇をとりやすくなったとの声が上がっており、実際にこの休暇を利用して海外旅行に出かける先生もいるなど、この取り組みが教職員の働き方改革のきっかけとなっている。

校 種	25年度		28年度		
	実施校数	実施率	実施校数	実施率	平均設定日数
小 学 校	51	15%	324	95%	7.1日
中 学 校	9	6%	97	66%	3.8日
義務教育学校	1	100%	1	100%	6.0日
特別支援学校	1	8%	9	75%	3.9日
合計	62	12%	431	84%	

<「学校閉庁日」設定に向けた教育委員会の支援>

- ・27年3月、教職員の勤務実態について保護者にお知らせし、学校閉庁日等の取り組みに対する協力をお願いする「教育委員会から保護者の皆さまへのお手紙」を学校に配布
- ・留守番応答機能付電話機等の設置
- ・緊急時の学校教育事務所（市内4カ所設置）での電話対応 ※上記留守電で番号案内

⑤ 職員室のレイアウト改善

機能的な執務環境を整え、業務の効率化やコミュニケーションの活性化等、チームとしての働き方への転換を進め、授業・児童生徒指導の充実につなげることを目的に行っており、28年度は30校が取り組んでいる。

- ・情報共有の工夫（職員室の書棚の扉をホワイトボードの扉に置き換えて活用）
- ・打ち合わせスペースの改善（昇降式テーブルの周囲に立って打ち合わせを行う）
- ・情報管理の工夫（戸棚を年度ごとに区切り書類を保存管理）
- ・休憩スペースの設置（職員室の一角にカフェコーナーを設置） など

(2) 専門スタッフなど人員配置の充実

① 職員室業務アシスタント

副校長及び教職員の負担を軽減することを目的として、職員室における事務的な業務（印刷、電話応対等）をサポートする非常勤職員を配置。29年度までに大規模小学校30校に配置しており、勤務時間（休日出勤）の削減、教職員の子どもと向き合う時間の確保、副校長の学校巡回や他の教員への指導時間の創出等の効果が上がっている。

② 学校司書

学校図書館の充実を図り、子どもの読書意欲の向上や情報活用能力の育成に寄与することを目的として、25年度から段階的に配置している。28年度に全学校への配置が完了しており、学校図書館の図書の貸出冊数が倍増する等の効果が出ている。

③ 理科支援員

小学校5・6年生の理科等の授業の充実・活性化を図るとともに、教職員の観察・実験等体験的な学習に関する指導力を向上させることを目的として、19年度から配置を始め、29年度で231校に配置している。実験準備・片付け時間等の削減や、「理科の授業が好き」と答えた子どもの割合が、当初と比べて約10%増加するなどの効果が出ている。

④ 児童支援専任教諭

通常は中学校に配置される児童支援専任教諭を、小学校におけるいじめや不登校等の諸問題の未然防止、早期解決を図るため、22年度から段階的に市単独予算で配置し、26年度には全小学校・義務教育学校に配置が完了している。同教諭は、本来の業務に専念できるよう、学級担任を持たず、授業は週に12時間以内と定められており、毎週木曜午後は研修を受けることとなっている。この取り組みにより、いじめの認知件数の増加、いじめ改善率の向上、警察・福祉等の関係機関との連携強化が図られている。

⑤ スクールカウンセラー

全ての小中学校で週1回程度相談を受けられるように配置しており、29年度で59人を配置している。また、高等学校9校には10人配置するとともに、中学校と同一学区の小学校に同じカウンセラーを派遣する「小中一貫型カウンセラー」については、139の全中学校ブロックと義務教育学校2校への配置を29年度に完了している。

⑥ スクールソーシャルワーカー

4つの学校教育事務所にチーフソーシャルワーカーを含む計22名のスクールソーシャルワーカーを配置し、教育委員会事務局の統括ソーシャルワーカーとともに区役所等の関係機関との連携を強化し、不登校児童生徒の再登校支援や虐待問題の早期解決を図っている。

3. 取り組みの位置づけ

「第2期横浜市教育振興基本計画」（26年12月策定）、「横浜市中期4か年計画2014～2017」（26年12月策定）、また、市長が策定した同市初の「横浜市教育大綱」（27年9月策定）においても、教職員の負担軽減を進め、子どもたちとしっかり向き合える環境づくりを行うことを明記している。

第2期横浜市教育振興基本計画

- 「計画策定の新たな視点」に「教職員の負担軽減」を追加

教職員の負担を軽減し、働きやすい職場づくりを進めることで、子どもと向き合う時間を確保できるようにするために、教育委員会事務局と学校が互いに仕事の仕方の改善に取り組む。

- 施策9 チーム力を活かした学校運営の推進

重点取組3 教職員の負担軽減に向けた取り組み

- ① 職員体制の充実によるきめ細かな学習指導や児童生徒支援の実施
- ② 仕事の仕方の見直しと教職員が働きやすい職場環境の整備

横浜市中期4か年計画 2014～2017

- 施策7 未来を担う子どもたちを育成するきめ細かな教育の推進

・現状と課題

学校現場が抱える複雑化・多様化する課題を解決するためには、教職員の多忙や負担を軽減し、子どもたちとしっかりと向き合える環境を整える必要がある。

・主な取組（事業）8 より良い教育環境の整備

教職員が教育活動に専念できるよう業務負担を軽減する取り組みを着実に推進する。

横浜市教育大綱

- 第2章 重点方針 ～“オール横浜”で進める横浜の教育～

重点方針3 子どもの豊かな学びを支える教育環境づくり

教職員がワーク・ライフ・バランスを図りながら、生き生きと働くことができる職場づくりを進めるとともに、教職員が子どもとしっかり向き合う時間を十分に確保できる環境を整える。

4. 今後の課題

学校に対する調査・依頼件数の削減は、教職員から最も期待されている取り組みの一つであることから、教育委員会事務局では、局内プロジェクトで議論し、徹底した見直しを行った結果、1年間で3割削減を達成した課がある一方で、新たな教育課題が生じたことなどが原因で増加した課もあり、結果として1年間で1割削減の目標を達成できていない。今後は原因を更に分析し、調査・依頼事項の精選、様式の簡略化等を一層進める必要があるとともに、国や県等に協力を求め、法的に求められているものを除き、調査事項の整理や、調査の基準日を統一するなどの取り組みを要請していく必要がある。

【豊橋市】

発災時の廃棄物処理対策の取り組みについて

1. 豊橋市災害廃棄物処理計画の策定

(1) 計画策定の背景

平成23年3月に発生した東日本大震災は、広範囲にわたる未曾有の被害とともに膨大な災害廃棄物をもたらした。その処理は困難を極めたことから、環境省は、東日本大震災で得られた経験や知見を踏まえ、「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」を策定し、災害時の廃棄物処理を迅速に進めるために、可能な限り事前に対策を講じておくことの重要性を示し、各自治体に災害廃棄物処理計画の早期整備を呼びかけている。

愛知県においては、全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、また、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずる恐れがある地域として県内3市町（豊橋市・田原市・南知多町）が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されており、豊橋市では発災時の廃棄物処理対策の充実と強化を図るため、28年3月に「豊橋市災害廃棄物処理計画」を策定した。

(2) 計画策定及び改訂の経過

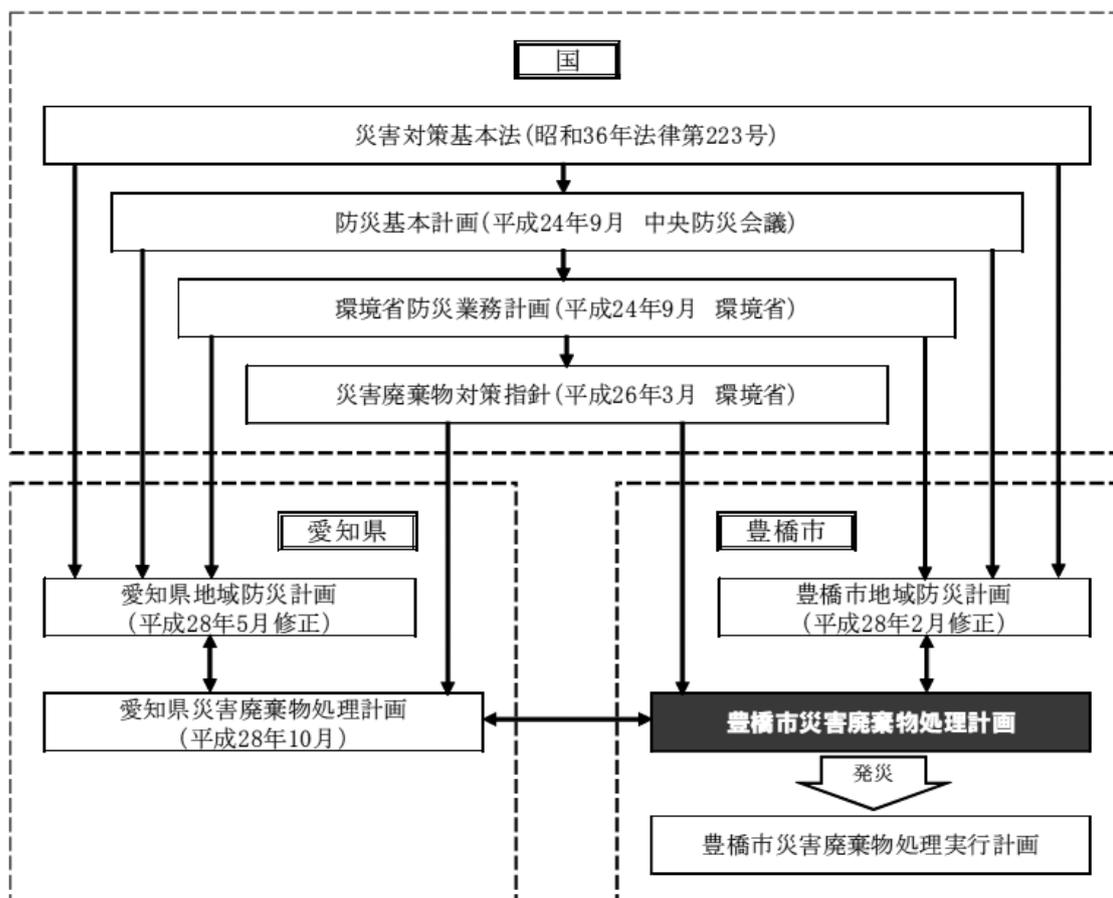
平成 26 年	3 月	災害廃棄物対策指針策定（環境省）
27 年	5 月～	豊橋市災害廃棄物処理計画策定業務委託契約締結 環境部内打ち合わせ、防災部局との調整
28 年	2 月	市議会環境経済委員会
	2～3 月	パブリックコメント実施
	3 月	豊橋市災害廃棄物処理計画策定
	同月	豊橋市がモデル地域として採択された「大規模災害時における 処理困難物適正処理モデル事業」成果報告（環境省）
	10 月	愛知県災害廃棄物処理計画策定（愛知県）
29 年	1 月	豊橋市災害廃棄物処理計画改訂

2. 計画の概要

(1) 計画の目的

「豊橋市地域防災計画（平成28年2月修正）」が想定する災害により、大量に生じる廃棄物等を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物の発生量の想定、仮置場や処理施設の処理フローなど必要な事項を定め、市民の生活環境を守り、地域の早期復旧・復興に寄与することを目的としている。

(2) 計画の位置づけ



(3) 対象とする災害

県計画の「市町村別災害廃棄物発生量推計」との整合を図るため、同計画で想定している南海トラフで繰り返し発生している地震、津波のうち、発生が明らかで規模の大きいものを重ねあわせたものを対象としている。

地震名	過去地震最大モデル
震源域	南海トラフ周辺
市の震度	震度6強
津波	太平洋側で最短で約7分後、三河湾側で約30分後に30cm津波到達 最大津波高 太平洋側 6.9 m 三河湾側 2.7 m
建物全壊棟数	5,819 棟
建物焼失棟数	3,143 棟
死者数	414 人

<本計画で想定する地震及び被害の想定>

(4) 災害廃棄物等の発生量の推計

環境省又は愛知県の推計方法を参考に下記のように算出している。なお、実際の発災時には、被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量を把握し、具体的な実行計画に反映するものとしている。

区分・品目等		発生量（t）
災害廃棄物	可燃物	228,936
	不燃物	1,477,832
津波堆積物		516,995
合計		2,223,763

(5) 集積場

被災家屋等から出る災害廃棄物や道路散乱物を一時的に集積するとともに、被災した住民が自ら災害廃棄物を持ち込める場所として集積場を設置する。

集積場は被災住民が持ち込みやすいよう近隣に設置する必要があるが、収集車両が通行可能で積み込み作業が行える場所とする。なお、集積場は通常のごみステーションとは異なり、生活ごみ等の持ち出しは想定していない。現在、公園等の190カ所を選定。

(6) 仮置場

① 定義

集積した災害廃棄物を重機等を用いて仮置き・分別するとともに、持ち込まれた災害廃棄物を仮設処理する施設を設け、同市の処理施設及び民間処理施設等の受入条件や基準にあわせて破碎・選別等を行う場所を「仮置場」と定義し、下記のように一次と二次の二種類に区分している。

一次仮置場	集積場等にある災害廃棄物を一定期間、粗分別し保管する場所。二次仮置場への積み替え拠点及び前処理の機能を持つ。災害希望に応じて複数箇所設置する。
二次仮置場	一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を集積・中間処理する施設。具体的には、機械による選別、仮設処理施設による中間処理（焼却・粉碎等）、再資源化处理等を実施する。

② 災害廃棄物発生量から推計される必要面積の算定

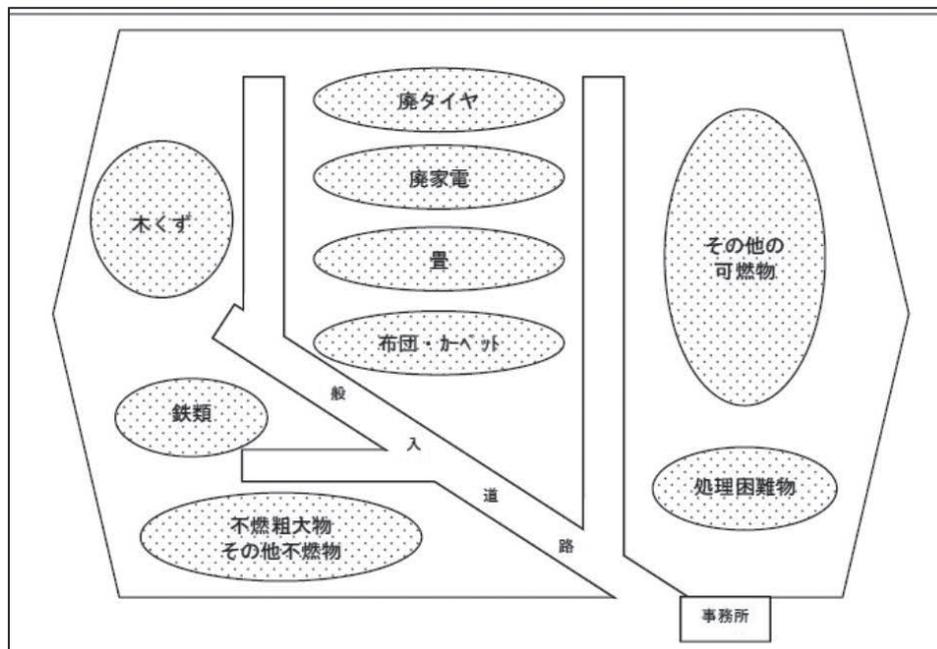
必要な仮置場面積については、愛知県の算定方法に準じて発生量を立米換算するとともに、廃棄物を安全に保管するため、廃棄物処理方法施行規則に準じ積み上げ勾配を考慮して、下記のとおり算定している。

種 別	発生量（t）	発生量（m ³ ）	保管面積（m ² ）	作業スペース（m ² ）	必要面積（m ² ）
災害廃棄物 津波堆積物	2,223,763	1,818,685	1,091,211	242,491	666,851

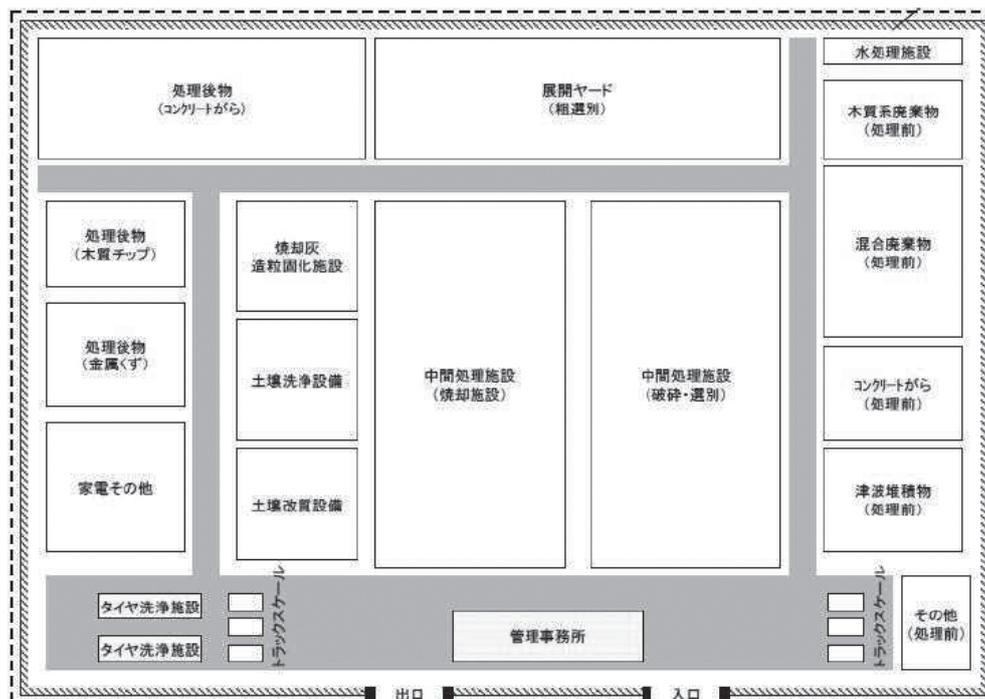
※災害廃棄物を順次処理することを考慮し、必要面積は保管面積と作業スペースの50%で算出

③ 仮置場候補地の選定

豊橋市地域防災計画において、スポーツ公園や動植物公園、緑地等の26箇所を仮置場候補地として選定しており、有効面積の合計は311,100㎡となっている。なお、仮置場候補地を非公表としている自治体もあるが、同市では上位計画の地域防災計画で公表されていることから、本計画でも公表している。



<一次仮置場レイアウト例>



<二次仮置場レイアウト例>

(7) 災害廃棄物処理スケジュール

① 処理目標

東日本大震災を参考に、処理目標を概ね下記のとおり定めている。災害発生後は、災害の状況、仮置場の搬入量の制約及び交通渋滞等の実情に応じ、実行計画にて適切に定めるものとし、国により処理方針（マスタープラン）が作成された際には、そこで示される目標期間との整合を図ることとしている。

内 容	廃棄物の種類	処理目標
仮置場への移動	生活環境に支障が生じうる災害廃棄物	～6カ月程度
	その他	～1年程度
中間処理・最終処分	腐敗性等がある廃棄物	速やかに処分
	木くず、コンクリートくず等でリサイクルするもの	劣化、腐敗等が生じない期間でリサイクルの需要を踏まえ設定
	その他	～3年程度

② 処理スケジュール

「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」で明記された原則3年での処理を踏まえ、下記のように処理スケジュールを定めている。災害発生時には、実行計画において、災害廃棄物発生量、処理施設の被災状況と処理可能量、再利用方法等を踏まえた処理スケジュールを作成することとしている。

項 目		1年目	2年目	3年目	
計画等	被災状況調査	■			
	処理実行計画の策定及び進捗管理	■	■	■	
処理・処分	道 路	道路啓開	■		
		家 屋	解体・撤去	■	
	集 積 場	搬入	■		
		跡地調査・整地	■		
	一 次 仮 置 場	選定・準備	■		
		搬入・仮置き	■	■	
		粗選別		■	■
		跡地調査・整地・土地返却			■
	二 次 仮 置 場	選定・準備	■		
		搬入・仮置き		■	■
		跡地調査・整地・土地返却			■
	仮設処理施設	準備	■		
		建設		■	■
		破碎・選別・焼却		■	■
		解体・撤去			■
既存施設	焼却・選別・破碎・埋立	■	■	■	

3. 計画策定後の課題

(1) 新規仮置場候補地の確保

現在選定されている仮置場候補地は必要面積の46.7%程度であり、発災時には大幅な不足が予想されることから、今後も、愛知県又は豊橋市所有の公有地から候補地を選定することを基本とした上で、必要に応じて公有地以外の民有地の選定も行い、仮置場を確保する必要がある。

(2) 災害廃棄物処理委託先等の検討

本計画で想定している災害（過去地震最大モデル）が発生した場合、同市の既存の処理施設だけでは災害廃棄物を処理しきれないため、広域処理や民間の廃棄物処理業者への委託、仮設焼却施設での処理などを検討する必要がある。また、品目ごとの廃棄物受入先や受入基準、収集運搬、仮置場の運営委託先を具体的に模索する必要がある。

また、民間の廃棄物処理業者との連携を密にし、災害発生時にスムーズにごみ処理が進められるよう、合同で防災訓練を行うことも検討している。

(3) し尿収集体系の検討

災害発生時には、し尿処理施設の損傷等によりし尿処理ができなくなることが想定されることから、災害時のし尿処理を円滑に進めるため、仮設トイレの設置場所・基数、運搬方法などの検討を行う必要がある。

(4) 作業マニュアル、仮置場レイアウト図等の作成

災害発生時に速やかに仮置場を設置・運営し、ごみ処理を迅速に行うために、災害廃棄物処理計画・廃棄物班行動マニュアルとの整合を図りつつ、処理に係る各ステージ（収集・仮置き・処分）における具体的な作業マニュアル等を作成する必要がある。

(5) 分別方法、持ち出し先の事前周知

災害時においても、市民が適切に分別を行い、ごみの持ち出しができるよう、災害ごみの分別方法や、各地域の持ち出し先（集積場）を事前に周知しておく必要があるが、実際に住民説明会等を行った場合は、集積場予定地の近隣に住む住民等から苦情が出ることも予想される。

(6) 職員への周知・訓練

多くの市職員は災害廃棄物処理業務を経験したことがないため、災害発生時に迅速な対応ができるよう、定期的な職員研修を行う必要がある。

<参考>現在実施している教育及び訓練

- ・環境部職員向けの研修を毎年度実施し、災害廃棄物処理計画の概要や災害時の各部署の対応などについて周知するとともに、各部署の課題を洗い出している。
- ・中部地方環境事務所が主体となって実施する「災害時の中部ブロック情報伝達訓練」にあわせ、環境部内で机上訓練を実施している。
- ・被災地に災害派遣された職員が、全部署の職員を対象に報告会を実施し、災害時の対応方法や課題等について共有している。